

天王寺区役所 講堂等使用申込書

第4条第2項にかかる申込

令和 年 月 日

大阪市天王寺区長 様

次のとおり天王寺区役所講堂等の使用を申し込みます。使用にあたっては、「誓約事項」及び「使用にあたっての注意事項」を守るとともに、使用中に発生した一切の責任は当方において負います。なお、申込内容と使用内容が異なると認められる場合、使用許可を取り消されても異議ありません。

申請者	フリガナ	オオサカシテンノウジク		
	住所	大阪市天王寺区		
〔天王寺区内在住又は所在する団体のみ〕	フリガナ		電話	
	団体名氏名			
当日責任者	氏名		携帯電話	当日連絡がつく番号
使用目的 〔パンフレット等があれば併せて提出〕	行事名称			
	内容			
	使用予定人員	人	入場料等	有 ・ 無
使用希望日	令和 年 月 日 ()			
使用希望場所・時間	講堂	: ~ :	区役所記載欄 【使用料金】	5,000円 × 時間 = 円
				7,500円 × 時間 = 円
	ホワイエ	: ~ :		1,200円 × 時間 = 円
				1,800円 × 時間 = 円
	1階ロビー	: ~ :		3,500円 × 時間 = 円
				5,250円 × 時間 = 円
	301会議室	: ~ :	900円 × 時間 = 円	
			1,350円 × 時間 = 円	
	閉庁時加算※1	: ~ :	3,000円 × 時間 = 円	
	冷暖房使用料※2	: ~ :	3,000円 × 時間 = 円	
			営利目的での利用	該当 ・ 非該当

※1 金曜日(平日)17時30分～19時と日曜開庁日(第4日曜日)9時～17時30分は適用除外

※2 庁舎で冷暖房を使用している時期(冷房:6月中旬～9月上旬/暖房:12月上旬～3月中旬)で
金曜日(平日)17時30分～19時と日曜開庁日(第4日曜日)9時～17時30分は適用除外

※下段は入場料その他これに類する料金の徴収を行う場合

下記についてお読みいただき、□に✓を入れてください。

- 「行政財産の目的外使用許可に係る審査基準等について」の内容を確認しており、使用を許可しない相手方の基準に該当する者ではありません。
- 日曜開庁日に使用する場合は、開場から開演までの間
閉庁日に使用する場合は、玄関を開放している間 } 1階ロビーに案内人等を立てることを承知しました。
- 「使用にあたっての注意事項」(裏面記載)の内容について承知しました。

※申請時に、申込者(企業、団体)様が天王寺区内に住所・事務所をお持ちであることを表す本人確認書類(運転免許証・社員証・会社案内など)をお持ちください。(コピーをいただきます。なお、このコピーは講堂等の利用申請に用いるためであり、他の目的には一切使用いたしません。)

※区長が認める理由

 地域活動の振興 文化・生涯学習の振興 福祉の増進

【使用にあたっての注意事項】

- ・「天王寺区役所 区民等による講堂等の目的外使用に関する要綱」を遵守してください。
 - ・静穏を害する行為、公序良俗に反する行為、他の使用者・来庁者の迷惑になる行為はしないでください。
 - ・必要な備品等の配置などの準備や、使用後の原状復旧は使用者自身で行ってください。
 - ・使用後は清掃のうえ、ごみは必ずお持ち帰りください。
 - ・区役所の建物内及び敷地内は全面禁煙です。
また、区役所周辺での路上喫煙についても、近隣住民のご迷惑となりますのでご遠慮ください。
 - ・火気の使用、飲酒、会食はできません。
 - ・興行場法第1条第2項に該当する催し物(映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせるもの)を開催する場合は、使用日の3日前までに「催物開催届出書」(2部)を天王寺消防署へ提出してください。
 - ・建物や備品等を損傷したときは、実費にて弁償していただきます。
 - ・使用されない机、備品等がありましても室外に出さないでください。
 - ・キャンセルは1週間以上前の平日午前9時から午後5時30分にご連絡ください。
〔連絡先〕天王寺区役所企画総務課 06-6774-9625
 - ・公用または公共用のために必要とする場合は使用許可を取り消す場合があります。
 - ・鍵の貸出を行いますので、使用者は使用前後に6階企画総務課62番窓口にお越しください。
- これらの注意を守っていただけない場合は、使用を中断またはお断りすることがあります。